

日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施要領（案）

制定 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5300 号

農林水産省食料産業局長通知

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日元食産第 5847 号

一部改正 令和 3 年 3 月 30 日 2 食産第 6690 号

一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 輸国第 5307 号

一部改正 令和 5 年 3 月 30 日 4 輸国第 6052 号

一部改正 令和 6 年 3 月 29 日 5 輸国第 4937 号

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 輸国第 4419 号

一部改正 令和 8 年 ● 月 ● 日 7 輸国第 ● ● 号

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 において、区分の欄の 1 の（2）のウの 1 の日本食・食文化普及の人材育成支援事業（以下「本事業」という。）は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

1 交付等要綱別表 1 において、補助事業者の欄の 4 にある輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人

（2）法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 6 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

事業実施主体は、以下の 1 から 6 までの事業のうち、一つ以上の事業を実施するもの

とする。

なお、複数の事業を実施する場合は、事業間の連携を図り、事業効果を高めるよう工夫を行うこと。

1 日本食・食文化普及人材育成支援事業

海外における日本食・食文化の一層の理解増進と日本産農林水産物・食品（以下「日本產品」という。）の輸出促進を図るため、海外の外国人日本食料理人を招へいし、国内の日本料理店や料理学校等で日本料理の知識及び技能等に関する研修を行うこと等により、海外において日本食・食文化及び日本產品の魅力発信のための先導的役割を担う人材又は、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に現地でのパートナーとなり得る人材を育成することを目的として、以下の（1）から（4）までの取組を実施するものとする。

（1）日本料理店等における長期研修

ア 研修生の選考

新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市を中心に、アジア、欧州、米州、大洋州及び中近東の地域のうち4地域以上から、料理学校の卒業生又は日本料理の調理に従事した経験のある者であって、本事業の研修終了後は、海外において日本食料理人として日本食・食文化の普及及び日本產品の魅力発信のための先導的役割を担うこと又は我が国の食関連産業の海外展開に関わることが見込まれる者を、本事業の研修生として合計10名以上選考する。

なお、研修生の選考に当たっては、候補者について第三者への確認等を含む確実な身元確認を実施する。

イ 研修の実施等

アで選考した研修生を招へいし、次に掲げる（ア）及び（イ）の研修を実施する。

（ア）基礎研修の実施

（イ）に掲げる研修の効果を十分に享受することができるよう、本研修に必要な日本語の修得のほか、日本料理に関する基礎的知識及び調理技能を修得するための集団研修及び我が国の先進的な食関連施設の現地調査等の研修を実施する。

（イ）日本料理店等での研修の実施

研修生に対して実践的な指導を行うことができる日本料理店に研修生を配属し、日本料理における食品衛生管理、日本の食文化、おもてなし等に関する知識及び調理技能を修得させるための研修を実施する。

（2）料理学校等における短期研修の実施支援

海外の日本食レストラン等で中心的役割を担っている外国人料理人を対象に、海外の日本食レストラン等で使える日本產品及び日本料理に関する実践的な研修の実施を支援することにより、日本產品の海外日本食レストラン等での活用を促進することを目的として、以下のア及びイの取組を国内の2か所以上の料理学校等で実施するものとする。

ア 料理学校等における短期研修の実施支援

海外の日本食レストラン等で中心的役割を担っている外国人料理人を招へいし、国内の料理学校等で実施する日本料理の研修について、海外の日本食レストラン等で使える日本産品及び日本料理に関する実践的な知識・技術を講義・指導できる講師による研修カリキュラム作成、講師派遣等の実施を支援する。なお、支援の対象とする国内の料理学校等については、次の条件を満たす1か月程度の研修を実施しているものを広く募集し、決定するものとする。

- (ア) 本事業終了後も、恒久的な実施を予定している研修。
- (イ) 研修を立ち上げた日の属する年度の翌年度から起算して2年以内に実施される研修。
- (ウ) 日本産品を活用した日本料理の知識・技術の講義・指導を含む研修。

イ 観察研修の実施支援

研修の一環として実施する観察研修について、日本産品の魅力について学べる観察研修プログラムの作成や観察研修の実施等を支援する。

(3) 研修成果の確認及び効果発現に向けた検討の実施

(1) 及び(2)の研修終了後、研修成果を確認するための研修報告会を開催する。

また、本研修の効果発現をより高めるため、日本料理人、食関連事業者、学識経験者等の有識者で構成する研修効果発現促進検討会やヒアリングを実施し、本研修の成果、効果、改善方策等を検討する。

(4) 報告書の作成

(1)から(3)までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

また、本事業終了後、招へいした研修生の状況を定期的に把握し、農林水産省の求めに応じてその状況を報告すること。

(補助対象経費)

(1)、(3)、(4)について

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、通訳費、翻訳料、専門家指導活動費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、研修に必要な食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、研修生の招へい費及び滞在に要する経費、研修生日当・旅費、報告書印刷費等

(2)について

旅費（研修生を除く。）、謝金、宿泊費（研修生を除く。）、本事業を実施するための人物費、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、食材等購入費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

2 日本料理の調理技能認定推進支援事業

海外における日本食・食文化及び日本産品の魅力の適切かつ効果的な発信を図るため、「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成28年4月1日付け27食産第6094号農林水産省食料産業局長通知。以下「調理技能ガイドライン」という。）に基づき、民間団体等が自主的に海外の外国人日本食料理人のうち日

本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する制度（以下「調理技能認定制度」という。）の適正な運用・管理及び調理技能認定制度の効果拡大のための認定団体及び調理技能認定取得者の増加を目的として、以下の（1）から（3）までの取組を実施するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使、海外の料理学校等を活用するものとする。

（1）調理技能認定制度の運用・管理等の実施

民間団体等による認定等の取組が調理技能ガイドラインに基づいて適正に行われるよう適切に管理する。また、調理技能認定制度による効果を最大化するため、

（2）によるもののほか、調理技能認定制度の認知度及び活用価値の向上並びに調理技能認定制度の認定者の増加に係る検討等を行う。なお、調理技能ガイドラインに基づいて調理技能認定制度の運用・管理を行う民間団体等は、運用・管理団体として、その旨の届出を農林水産省に行うものとする（調理技能ガイドライン第3の1）としているところ、本事業の実施団体は、本事業の公募時点において調理技能ガイドライン第3の1に基づく届出を済ませている運用・管理団体に限ることとする。

（2）調理技能認定制度の講習会・PRの実施

調理技能認定制度の普及拡大（認定者数の増加を含む。）を一層促進するために必要となる講習会や、認知度向上のためのイベントの開催、広報活動等を実施する。また、新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市を中心に、開催地を選定する。なお、講習会・イベントは、以下のアからウまでのいずれかとする。

ア 認定団体増加のための講習会や広報活動等

イ 海外におけるシルバー認定試験の実施支援

ウ 本事業を含む農林水産省の事業と連携した認定試験の実施支援（ブロンズ認定試験を除く。）

（3）報告書の作成

（1）及び（2）の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告すること。

（補助対象経費）

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

（補助率）

定額

3 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業

日本食・食文化の魅力を理解し発信できる外国人日本食料理人の育成と、こうした人材の活躍の場の提供を通じて海外における日本食・食文化や日本産品の魅力を広く発信することを目的として、以下の（1）から（3）までの取組を実施するものとす

る。

なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使や日本料理の調理技能認定制度、海外の料理学校等を活用するものとする。

(1) 日本料理コンテスト出場者の選考

日本料理コンテストは、すし以外を対象とする「日本料理部門」と、すしを対象とする「すし部門」を設け、それぞれ出場する外国人日本食料理人を選考する。

なお、「日本料理部門」及び「すし部門」とともに、幅広い層の料理人が参加できるような課題を設定する。

(2) 日本料理コンテストの実施

ア 日本料理部門

国内外の2か所以上でコンテストを実施する（オンラインのみの開催も可）。

イ すし部門

国内外の1か所以上の都市でコンテストを実施する。

なお、コンテストの実施に当たっては、当該コンテストの認知度向上のための広報活動を実施する。

(3) 報告書の作成

(1) 及び(2)の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、コンテスト入賞者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、WEBサイト関係費、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

4 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業

海外では、日本食レストランが増加傾向にある一方、専門的な知識・技能を有する日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師が不足している。海外の料理学校等での日本食講座の開設や調理技能認定取得者の輩出等により、日本食・食文化及び日本産品を適切に普及できる外国人日本食料理人の育成を図るため、以下の(1)及び(2)の取組を実施するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使や日本料理の調理技能認定制度、海外の料理学校等を活用するものとする。

(1) 日本食講座開設・講師派遣の実施

新たな市場開拓を図るため、新興国や地方都市を中心に、アジア、中南米及び欧州の地域にある海外の料理学校等において、専門的な知識・技能を有する日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師による日本食講座カリキュラム作成、講師派遣等を海外の料理学校等の合計2か所以上に對して実施する。

(2) 報告書の作成

(1) の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、支援した海外料理学校等の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

5 海外における外国人日本食料理人等のネットワーク構築事業

海外の日本食レストラン等において日本産品の利用拡大を進めるためには、現地における日本産品の入手方法や、現地に適した日本産品の活用方法等を情報共有できるネットワークの構築が有効である。現地の外国人日本食料理人や日本産品を扱う輸入卸業者等から構成されるネットワークを構築することを目的に、以下の(1)及び(2)の取組を実施するものとする。

(1) セミナー等の実施

現地の外国人日本食料理人や日本産品を扱う輸入卸業者等を対象に、日本産品の活用を促進するセミナー及び情報交換会（以下「セミナー等」という。）を実施する。実施場所は輸出支援プラットフォーム設置国・地域を中心に2か所以上とし、特に、米国、ポーランドで優先的に実施する。なお、セミナー等の開催に当たっては、「日本食・食文化普及の人材育成支援事業」へ参加実績のある現地の外国人日本食料理人（以下「事業修了生」という。）に案内を行い、可能な限り多くの事業修了生が、セミナー等に参加できるよう努める。また、セミナー等終了後も参加者同士が引き続き情報交換できるようなネットワークの構築のため、セミナー等の中で参加者同士が情報交換できる場を設ける。

(2) 報告書の作成

(1) の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、セミナー等参加者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。また、セミナー等参加者の情報を輸出支援プラットフォーム等に共有し、日本産品の利用拡大に向けた取組等に活用できるようにすること。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

6 日本の食とコンテンツの連携による輸出力強化事業

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和7年5月30日付け農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に基づき、世界的に拡大するコンテンツ市場を活用し、国内食品関連事業者の発展及び輸出力強化を図るため、以下の（1）から（3）までの事業を実施するものとする。

（1）表彰の実施

ア 表彰事業者の選定

日本発のコンテンツ（アニメ、マンガ、ゲーム、キャラクター等、日本国内で企画・制作された、又は当該作品の発祥が日本にあり、その権利が日本企業又は日本人に帰属する作品群をいう。以下同じ。）を活用し、日本食・食文化（日本産品を含む。）の海外普及に貢献した優れた取組を選定する。選定に当たっては、候補となる事業件数及び表彰による普及効果等を総合的に勘案し、公募又は推薦等、適切な方法を検討すること。

イ 表彰式典の開催

アで選出された事業者の表彰を行うため、表彰式典を適切かつ円滑に開催する。開催に当たっては、報道関係者の参加を促すため、広報活動を積極的に実施すること。

ウ 取組事例の発信

被表彰者の取組事例を広く周知するため、特設ホームページの開設、表彰状の作成等を行う。また、被表彰者には、（2）の講習会において事例紹介や講演を行うよう依頼し、講習会参加者への優良事例周知に努めること。

（2）講習会の開催

食品関連事業者によるライセンスビジネス（アニメ、キャラクター等の知的財産の使用許諾に基づくビジネスをいう。以下同じ。）への理解を深め、食品関連事業者・コンテンツ関連事業者間の連携を強化することにより、コンテンツの活用機会の拡大及び新たな輸出への取組を促進するため、ライセンスビジネスの基礎や実例等に係る講習会を開催する。対象は食品関連事業者（生産者、食品製造業者、卸・小売業者、外食事業者、輸出事業者等）とし、講習会の内容及び開催方法については、ライセンスビジネスの経験の多寡や地域性を問わず、幅広い層に有効なものとなるよう、総合的に勘案すること。なお、事業実施主体は、受講者へのアンケート調査及び受講後の活動フォローアップを実施すること。

（3）報告書の作成

（1）及び（2）の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人物費、特設ホームページ作成費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、輸送費、広報普及費、役務費、委託費、報告書印刷費等

（補助率）

定額

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業の成果目標

成果目標は以下に定めるものとし、事業実施計画に記載するものとする。

1 日本食・食文化普及人材育成支援事業

(1) 日本料理店等における研修

本事業の実施により、以下のア及びイを達成すること。

ア 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円 = 差額（仕入れ増加額）○○千円

イ 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において、本事業により修得した調理技能等についての日本食講習会を開催する。

(2) 料理学校等における研修

本事業の実施により、以下のアからウまでを達成すること。

ア 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円 = 差額（仕入れ増加額）○○千円

イ 本事業により支援した研修に、100名以上参加させる。

ウ 本事業により支援した料理学校等において、事業終了後も引き続き研修が実

施される。

2 日本料理の調理技能認定推進支援事業

本事業の実施により、以下の（1）及び（2）を達成すること。

- （1）本事業により認定された海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円 = 差額（仕入れ増加額）○○千円

- （2）調理技能認定制度の認定者数を100名以上増加させ、このうちの30%をゴールド又はシルバーとする。

3 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業

本事業の実施により、以下の（1）及び（2）を達成すること。

- （1）コンテスト出場者（外国人料理人）が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円 = 差額（仕入れ増加額）○○千円

- （2）「日本料理部門」と「すし部門」のコンテスト出場者（外国人料理人）を合わせて100名以上とする。

4 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業

本事業の実施により、以下の（1）及び（2）を達成すること。

- （1）本事業により支援した日本食講座に100名以上参加させる。

- （2）本事業により支援した海外料理学校等において、事業終了後も引き続き日本食講座が実施される。

5 海外における外国人日本食料理人等のネットワーク構築

本事業の実施により、本事業により支援したセミナー等の参加者が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させること。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円－現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額（令和●年度）○○千円 = 差額（仕入れ増加額）○○千円

6 日本の食とコンテンツの連携による輸出力強化事業

本事業の実施により、以下の（1）及び（2）を達成すること。

- （1）本事業により開催した講習会の受講者を含む食品関連事業者からの表彰応募件数を、事業終了後1年以内に前年同時期比で20%以上増加させる。

(2) 本事業により開催した講習会の受講者のうち、受講後1年以内にコンテンツ活用による取組を実施した事業者の割合を10%以上とする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

また、別添2「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で併せて提出するものとする。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長等が別に定める重要な変更は、交付等要綱別表1の日本食・食文化普及の人材育成支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更とする。なお、重要な変更に該当しない場合であっても、事業計画に変更が生じた場合は、変更後の計画を実施する前に、農林水産省へ報告するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添1「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長に提出するものとする。

委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業等の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

(1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施主体は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

また、事業計画書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックして併せて提出するものとする。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、1の事業実施状況報告書を提出する際、設定した事業目標の達成状

況について、別記様式3により併せて輸出・国際局長に報告するものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合にはその都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、あらかじめ両者で協議・調整を行うこと。

第11 留意事項

- 1 事業内容1から5までの事業実施主体は、在外公館や独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本食普及の親善大使、事業を実施する都市の日本食レストラン、日本企業等との連携により、事業効果を高めるよう工夫を行うこと。
また、事業の実施に当たっては参加者の募集を行うなど幅広い事業者の参加が可能となるように努めること。
- 2 事業内容1から5までの事業実施主体は、本事業において育成した人材（研修生、調理技能認定取得者、日本料理コンテスト出場者、日本食講座受講者、セミナー等参加者等）が日本食・食文化の海外普及の担い手として継続して活躍いただけるよう独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本食品海外プロモーションセンター

(JFOODO) 及びその他国内外の関係機関との情報共有や連携に努めること。

- 3 事業内容1から5までの事業実施主体は、認定試験の受験機会を事業内で設けること等を通じて、本事業において育成した人材（研修生、日本料理コンテスト出場者、日本食講座受講者、セミナー等参加者等）が調理技能認定を取得できるよう努めること。
- 4 事業内容1から5までの事業実施主体は、事業遂行に当たり、輸出拡大実行戦略を考慮するとともに、他の日本食・食文化を普及する取組との連携を図り、それぞれの事業が相乗効果を発揮できるよう努めること。
また、事業の実施に当たっては、事業実施後に日本産品の輸出促進に繋がる取組となるよう、海外において日本産品を取り扱う流通事業者等と連携すること。
- 5 事業の中で制作した情報コンテンツ等については、農林水産省においてウェブ等で情報発信を行うためにその提供を求めた場合には、農林水産省に対して無条件で提供すること。
- 6 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第12 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第13 その他

本事業の実施により収入が発生した場合には、以下の計算式により当該収入を本事業に係る経費から差し引いて補助金額を計算するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 食文化発信による海外需要創出加速化事業実施要領（平成30年3月30日付け29食産第5557号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の要領により平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和●年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番号
年月日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者 氏名

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中小 企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式2（第7関係）

番号
年月日

輸出・国際局長 殿

所團代 表 者 氏 地名名 在 体

令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施計画の提出（変更、中止、廃止）について

農林水産物・食品輸出促進対策事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて提出（変更、中止、廃止）する。

(変更理由)

○○○○○○○○○○ (注3)

(中止、廃止の理由)

○○○○○○○○○○ (注4)

(注1) 変更、中止、廃止の提出の場合は、「第6の3」とする。

(注2) 関係書類として別添1及び2を添付すること。

(注3) 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

(注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(注5) 事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添1及び2には実績を記載すること。

(別添 1)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	合 計					

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付等要綱別表1の日本食・食文化普及の人材育成支援事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ア 所属、役職名及び氏名
 - イ 所在地
 - ウ 電話番号及びFAX番号
 - エ Eメールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業目標
 - ※実施要領第6の成果目標を記載すること。
- (2) (1)の事業目標の達成方法
- (3) 事業成果・効果の検証方法

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地及び主な内容を記載）

6 事業内容

※実施する事業について具体的に記載すること。

- (1) 日本食・食文化普及人材育成支援事業
 - ア 日本料理店等における研修
 - (ア) 研修生の選考（選考時期、選考対象者・対象国、選考内容・選考方法、研修生数等）
 - (イ) 研修の実施等
 - a 基礎研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）
 - b 日本料理店等での研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）
 - イ 料理学校等における研修の実施支援（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）
 - ウ 研修成果の確認及び効果発現に向けた検討の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）
 - エ 報告書の作成（作成部数、配布先等）
 - (2) 日本料理の調理技能認定推進支援事業
 - ア 運用・管理等の実施（実施時期、実施体制、実施内容等）
 - イ 講習会・PRの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）
 - ウ 報告書の作成（作成部数、配布先等）
 - (3) 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業
 - ア 日本料理コンテストの出場者の選考（選考時期、選考対象者・対象国、選考内

容・選考方法等)

イ 日本料理コンテストの実施

(ア) 日本料理部門（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）

(イ) すし部門（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）

ウ 報告書の作成（作成部数、配布先等）

(4) 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業

ア 日本食講座開設・講師派遣の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）

イ 報告書の作成（作成部数、配布先等）

(5) 海外における外国人日本食料理人等のネットワーク構築

ア セミナー等の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等）

イ 報告書の作成（作成部数、配布先等）

(6) 日本の食とコンテンツの連携による輸出力強化事業

ア 表彰の実施（実施時期、実施場所、実施体制、実施内容等）

イ 講習会の開催（実施時期、実施場所、実施内容、実施方法等）

ウ 報告書の作成（作成部数、配布先等）

(別添2)

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名	↓該当する方に○		
住所	申請時 (します)		
連絡先	報告時 (しました)		

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からしい場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別記様式3（第8の2関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る事業成果の報告について

日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施要領（平成31年3月29日30食産第5300号農林水産省食料産業局長通知）第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- (注1) 関係書類として別添を添付すること。
- (注2) 「海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。」という目標について、事業終了後2年間にわたり毎年度、成果を報告するものとする。
- (注3) 「本事業により開催した講習会の受講者を含む食品関連事業者からの表彰応募件数を、事業終了後1年以内に前年同時期比で20%以上増加させる。」及び「本事業により開催した講習会の受講者のうち、受講後1年以内にコンテンツ活用による新規取組を実施した事業者の割合を10%以上とする。」という目標について、事業終了後1年以内に、再度成果を報告するものとする。

(別添)

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(2) 担当者の役職名及び氏名

(3) 担当者の連絡先

電話 :

メールアドレス :

2 事業の成果目標

3 目標達成状況

(注) 事業実施の取組に対する達成状況を記載すること。

4 目標達成状況の背景 (要因分析)

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

5 今後の見通し